

センター通信

劣等感の秘める力



ガーベラ

兵庫県立阪神昆陽高等学校

生徒会 一同

私は学校生活を送っていて、ふと疑問に思ったことがあります。それは、「なぜ自分と他人を比べるのか」ということです。例えば、成績や容姿などに関するものがあります。私はこれまでに他人と比較されるような言葉を受けて、劣等感を抱くという経験を何度もしてきました。私たちが生きている社会は競争社会で、どんなことにも優劣がつけられています。だからこそこれからも日々新しいものが生まれ、発展していくものです。

しかし、優劣は時に誰かを苦しめる劣等感に変わることがあり、皆さんの中にも、劣等感を感じ、悩まされ続けている人がいるでしょう。「あんな風になりたい…」「こうであり続けたいと…」などと自分の思い描いた理想に届かずに、自分の不甲斐なさを嘆いて、やる気を失い、生きることの苦痛を感じることがあるかもしれません。そして、その苦痛から逃げようとしても劣等感はいつも追いかけてきます。もしかすると息ができない程に胸を押しつぶされるような痛みに襲われることもあるかもしれません。

これからの人生を豊かに歩むには、何かを比べることをやめない限り、劣等感とうまく付き合っていかなければなりません。そうするために私たちは「ゆっくりでもいいから着実に歩を進める」ことが大切だと考えています。私たちは、それぞれ互いに形・大きさなどの見た目は違うけれど、自分自身で今までに積み上げてきた人生経験の中で、何かしら良い影響を与えています。無駄な経験など一つもないと思います。だから、遠回りをしても良いのです。他人と全く同じ人生を歩むことはできません。「自分だからこそ」歩めた人生です。もし、ここで諦めて歩みを止めたら、今までコツコツと積み上げて作ってきたものをすべて自分や自分の周囲の大切な存在を否定することになります。それは「ただ存在するだけの人」と言えるかもしれません。

生命ってすごいなと思いませんか。なぜなら、人間を含め生命あるものすべて、儚くて脆い存在にもかかわらず、一度きりの人生に命を懸けて責務を全うしようとし、その姿を通して人に「生きる希望」を与え合っているからです。しかしながら、「生きる希望」が人によっては希望どころかつらい気持ちを増幅させる可能性もあります。その時は、ゆっくりと心身を休めることです。常に前向きでいるためには嫌なことから少し距離を置くことも大事です。ありのままの自分を受け容れましょう。この世界には、完璧な人は存在しません。得意不得意があるものです。将来、足りない箇所を誰とでも補い合い助け合って生きることができ、それが当たり前になることを私は願っています。

劣等感とは、抱くと苦しいですが、自分の成長に必要な大きな力になってくれると私は思います。その力は未知数で、私だけでなくあなたや私たちまでも大きく変える無限の可能性を秘めています。もしかすると、ネガティブな言葉の中にそうした力があるのかもしれません。

管外研修 ―少年補導委員連合会―

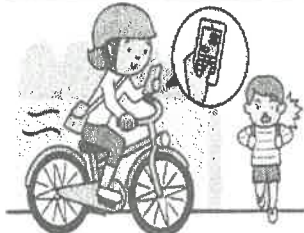
毎年（年に一度）、少年補導委員連合会は管外での研修を実施しています。
今年度は9月20日（金）、センター職員2名と少年補導委員22名で法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所）で研修しました。
センター施設を見学後、「青少年健全育成」をテーマに最近の非行少年の特徴やその子どもたちとのかかわりについて、講演いただきました。

（少年補導委員さんの感想）

少年犯罪が増加していることがデータをもとに説明されてよくわかりました。
また、お話の中で、再非行を防ぎ、社会適応できるように処遇を決定されていることがわかりました。



モビ運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※禁止中の操作は対象外

改正道路交通法 2024（2024年5月24日公布） - 11月1日施行 -

自転車に関係する交通事故は全国でおよそ7万件と、増加傾向が続くほか、死亡や重傷事故の約4分の3で自転車側に違反行為が確認されています。（R6.3.7警察庁）

改正道路交通法 2024 は、『運転中の携帯電話使用等』と『酒気帯び運転および補助』に対して新たに罰則規定を整備し、11月1日に施行されます。

また、公布から2年以内に、16歳以上を対象に自転車の運転に関し、危険行為に反則金制度が導入されます。例えば、右側通行などの通行区分違反（原則、自転車は自動車と同じ左側通行）・信号無視・一時不停止・傘さし運転・イヤホンを付けての運転等についてです。

「これくらいは大丈夫」という軽微な違反が重大な事故につながりかねません。歩行者、自転車を運転する人、自動車を運転する人、みんながルールを守ることがお互いの命を守ることになるのではないのでしょうか。

9月（9月末までの総数） 補導活動所定値		幼児・小学生	中学生	高校生・その他	大人
あいさつ		2655（12193）	154（1093）	84（545）	375（2641）
声かけ/会話等		231（1735）	34（421）	40（227）	70（662）
(内) 問題行動	遊びに関する事	4（49）	0（16）	0（8）	0（6）
	交遊に関する事	0（85）	0（20）	5（17）	16（64）
	その他	0（98）	0（8）	14（43）	0（9）
相談活動（9月末までの相談件数）		電話相談 5（31）件	来所相談 3（34）件	メール相談 2（9）件	
有害図書回収状況（9月末までの回収状況）		・有害図書 80（483）冊 ・有害AV等 269（1916）個			

9月の事案（ひょうご防犯ネット情報 -9/1~30 掲載分-）

日	時刻	場所（事案）	概要	一行為者確保・警告等があったものには☆印
6日	17:20	☆野間8（不審者）公園内で遊ぶ女子児童に対して、男が「ジャングルジムの上には上がれるの」と言って女子児童について回った。その後の捜査により、生活安全特別捜査隊員及び伊丹警察署員が行為者を特定し、警告した。		
9日	16:00	JR伊丹構内（盗撮）エスカレーターを使用中の女子高校生に対して、男が後方からスカート内にスマートフォンを差し入れた。		
9日	16:30	中野東（不審者）男が、徒歩で通行中の男子小学生の右腕をつかみ、その後無言で立ち去った。		
10日	18:40	緑ヶ丘2（不審者）刃物を所持した男の目撃情報があった。		
12日	7:40	☆伊丹1（不審者）刃物のような物を持って歩いていた男の目撃情報があった。その後の捜査により、刃物は所持していなかったと判明した。		
13日	7:45	☆伊丹5（不審者）刃物のようなものを所持した男の目撃情報があった。その後の捜査により、刃物は所持していなかったと判明した。		
17日	8:00	☆大鹿7（不審者）果物ナイフのようなものを振り回していた男（自転車乗車）の目撃情報があった。その後の捜査により、刃物は所持していなかったことが判明した。		
16日	0:10	中野西1（露出）徒歩で通行中の成人女性が、全裸の男を目撃した。		
17日	15:30	千僧6（不審者）男が、徒歩で通行中の男子小学生のランドセルを後方から押した。		
(20日 掲載)		☆8/6発生、山田6（声かけ）その後の捜査により、生活安全特別捜査隊員及び伊丹警察署員が行為者を特定し、警告した。		
25日	2:40	☆昆陽6（不審者）刃物のようなものを所持した男が目撃された。その後の捜査により、刃物でないことが判明し、解決した。		

10月



(随時)	街頭補導活動	(各小学校区)	7(月)	伊丹市少年補導委員連合会 役員会
	中学校区内補導活動	(各中学校区)	7(月)	伊丹市少年補導委員連合会 定例理事会
	電話・来所・メール相談（愛護センター）		10(木)	広報啓発活動・一斉補導
(9月~11月)	第2回 愛護補導連絡会	(各小学校区)	11(金)	伊丹市少年育成協会 常任理事会
(10月~11月)	第2回 学校補導連絡会	(各中学校区)	21(月)	有害図書回収
			24(木)	第57回 兵庫県青少年補導委員大会・研修会
			25(金)	繁華街特別補導

「センター通信」へのご意見ご感想を、伊丹市立少年愛護センター（TEL072-780-3540）までお寄せください。